

沼津市物品供給契約約款

(令和8年4月最終改正)

(総則)

第1条 供給人は別冊、仕様書及び図面に基づき、頭書の契約金額をもって、頭書の納入期限までに納品書を添えて納入しなければならない。

2 前項仕様書及び図面に明示されていない事項については、沼津市契約規則（昭和52年沼津市規則第21号）に定めるところによるほか発注者と供給人が協議して定めるものとする。

(定義)

第2条 この約款は、沼津市物品会計規則（昭和49年沼津市規則第27号）第2条に定める物品の供給契約に適用するものとする。

(権利義務の移転禁止)

第3条 供給人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第4条 印刷物類（沼津市物品会計規則別表1に定める印刷物類をいう。）の供給契約において、供給人は、印刷物類の供給業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(仕様書又は図面の変更)

第5条 発注者は、特に必要があるときは、仕様書又は図面を変更することができるものとする。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があるときは、発注者と供給人で協議して定める。

(経済事情の激変等による契約金額の変更)

第6条 納入期限内に経済事情の変動又は予期することのできない異常な理由の発生に基づき、契約金額が著しく不相当であると認められるときは、発注者と供給人で協議の上変更することができる。

(供給人の請求による納入期限の延長)

第7条 供給人は、自己の責に帰さない理由により納入期限内に物件を納入できないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を記載した書面をもって、発注者の承認を受けなければならない。ただし、その延長日数は発注者の認定するところによる。

(検査及び引渡し等)

第8条 供給人は、物件を納入しようとするときは発注者の検査を受け、これに合格したときは物件を発注者に引渡さなければならない。

2 検査の結果不合格品があるときは、供給人は、発注者の指定する期間内に良品と引換え検査を受けなければならない。この場合発注者において特に承認した場合のほか、このために納入期限は変更しないものとする。

(検査前の紛失等)

第9条 物件を指定した場所に持込み、前条に規定する検査の前に紛失又は毀損したときは、その損害は供給人の負担とする。ただし、天災その他特別な理由があると認められるときは、発注者と供給人で協議してその負担者及び負担額を定める。

(契約金額の支払)

第10条 第8条の規定による検査に合格し、物件の引渡しを完了したときは、供給人は所定の手続きに従い、契

約金額の請求をしなければならない。

- 2 発注者は、前項の請求を受理した日から 30 日以内に契約金額を支払い、契約保証金がある場合はこれを返還するものとする。

(部分払)

第 11 条 供給人は、部分払の契約をした場合において、検査に合格した既納物件についての対価の支払いを受けようとするときは、請求書を発注者に提出しなければならない。

(契約不適合責任)

第 12 条 発注者は、物件の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」)があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求できる。ただし、供給人は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法により履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、発注者は、同項に規定する履行の追完の請求(以下「追完請求」という。)に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 第 1 項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 4 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求(以下「代金減額請求」という。)、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由であるときは、これを行うことができない。
- 5 第 1 項から前項までの規定による追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除は、第 8 条第 1 項の規定による引渡しを受けた日から 1 年以内に行わなければならない。
- 6 発注者は契約不適合があることを知ったときは、第 1 項から第 4 項までの規定にかかわらず、その旨を速やかに供給人に通知しなければ、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、供給人がその契約不適合を知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りではない。
- 7 発注者は、成果物が第 1 項の契約不適合により滅失又はき損したときは、第 5 項で定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から 6 月以内に第 1 項の権利を行使しなければならない。

(履行遅滞の場合の違約金)

第 13 条 供給人の責に帰する理由により、納入期限内に物件を納入することができない場合において、納入期限経過後相当の期間内に納入する見込みのあるときは、物件納入後、発注者は供給人から延滞違約金を請求することができる。違約金の額は、契約金額(契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。)から検査に合格した既納物件に相応する金額を控除した額(単価契約にあつては、契約金額に履行を遅滞した分の予定数量(予定数量の変更があった場合には、変更後の予定数量。以下同じ。)を乗じて得た額)につき、遅延日数に応じ、算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

(発注者の任意解除権)

第 14 条 発注者は、物件の納入が完了するまでの間は、次条又は第 16 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより供給人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 15 条 発注者は、供給人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 納入期限内に物件の納入が完了しないとき又は納入期限経過後相当の期間内に物件の納入が完了する見込

みがないと認められるとき。

- (2) 検査の際、供給人又はその代理人その他使用人が、正当な理由なく発注者の指定する検査員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (3) 第8条第2項の規定による不合格品の代品納付指示に従わないとき。
- (4) 正当な理由なく、第12条第1項の規定による履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第16条 発注者は、供給人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反して債権を譲渡したとき。
- (2) 目的物の物件を納入することができないことが明らかであるとき。
- (3) 供給者が物件の納入の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 供給者の債務の一部の履行が不能である場合又は供給者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、供給者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、供給者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (8) 第19条第1項又は第2項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 供給人（供給人が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（供給人が個人である場合には当該個人その他経営に実質的に関与している者を、供給人が法人である場合にはその役員、その支店又は物品供給契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して 資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用していると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 本契約の履行に当たり締結した契約のその相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 供給人が、イからホまでのいずれかに該当する者を本契約の履行に当たり締結した契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が供給人に対して当該契約の解除を求め、供給人がこれに従わなかったとき。
- (10) 公正取引委員会が、供給人に違反行為があったとして供給人に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項に基づく排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (11) 公正取引委員会が、供給人に違反行為があったとして供給人に対し、独占禁止法第62条第1項に基づく課徴金納付命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (12) 供給人（供給人が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定に該当して有罪の判決を受け、当該判決が確定したとき。

(解除に伴う措置)

- 第17条 発注者は、この契約が物件の納入前に解除された場合において、物件の引渡しを受ける必要があると認めるときは、検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた部分に相応する金額を支払うものとし、支払い額は発注者と供給人で協議して定める。
- 2 物件の納入後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び供給人が民法（明治29年法律第89号）の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第18条 発注者は、供給人が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 納入期限までに履行が完了しないとき。
 - (2) 物件に契約不適合があるとき。
 - (3) 第15条又は第16条の規定により、物件の納入後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約の本旨に従った履行をしないとき又はこの契約の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、供給人は契約金額の10分の1に相当する額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額の10分の1に相当する額）を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第15条又は第16条の規定により、物件の納入前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 供給人がこの契約の履行を拒否し、又は供給人の責めに帰すべき事由が発生したことによって、この契約について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 供給人について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 供給人について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 供給人について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第16条第10号から第12号までのいずれかに該当するときは、供給人は、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額の10分の1に相当する額）を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約が履行された後も同様とする。

（供給人の契約解除権）

- 第19条 供給人は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 2 供給人は、発注者が契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- 3 この場合において、供給人が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は発注者と供給人で協議して定める。

（紛争の解決等）

第20条 この契約について発注者と供給人との間に紛争を生じたとき又はこの契約書に定めのない事項については、関係規則の規定によるもののほか、そのつど発注者と供給人で協議のうえ定めるものとする。ただし、訴えは発注者の地域を管轄する裁判所に提起するものとする。